

ドンと咲く花火はきれいだね 空いっぱい広がって…

差し詰め、福島原発は、線香花火か=危険の日常化!

異常の連続は日常、「夜間宿所」炊き出し「依存もまた」

福島原発は、異常の連続で、もはや、何が異常で何が正常か、訳の分からないことになっていきます。放射能で汚染された水を、海に垂れ流しにするなど、あつてはならないことです。しかし、高濃度の水を垂れ流しにするより、まし。原子炉を冷やせなくなるより、まし。徐々に、危険に対する感覚が、鈍くなるように、教育されているような感じもあります。異常の連続が続いて、日常化すると、それに慣れて生活せざるを得ないということもあります。

テレビを見てみると、原発関連の自主避難指定地区の中でも高濃度汚染している所で、10人が、共同で避難生活をしている様子が、紹介されていました。結局、そこを離れて、他の避難所に移ったのですが、避難所に入る前に、放射線量の測定を受けたところ、ひとりの人は「除染」が必要と判定されました。

あらためて、「わたしら、怖いところにいたんやね」と、驚いているところも、伝えられていました。その人達が、テレビを見ている様子も伝えられました。放射能汚染の情報を、全く知らなかったわけではないようですが、それぞれの事情で、

今いるところから、さらに避難する切っ掛けがないまま、そこで生活を続けていたということのようです。テレビの取材が入るといって、外からの「刺激」があつて、あらためて、場所の移動が選択として、浮かび上がったのだらうと思います。

放射能物質は目に見えず、放射線による害も、すぐに体感できません。ですから、よけいに、「危険な生活環境の中の生活」が、日常化しやすいといえます。不安感があつたとしても、さらに避難行動をとる要因とはな

らなかった。夜間宿所の長期継続利用、炊き出し利用の日常化も、似たような所があるように、思えます。夜間宿所の利用や炊き出し利用は、やむを得ない、緊急避難として始められますが、長期化することによつて、日常化し、その生活を続ける人は、それ以外の生活を考えることができなくなっているように思えます。

「他に、どんな生活があるのか」と。「これが、わしらにとって、普通や」そう異常な生活形態ではない、と。傍目に見る私には、そうは思えません。お節介ながら、生活保護制度の活用をお勧めします。

大阪市西成区萩之茶屋1-9-7 釜ヶ崎日雇労働組合気付

釜ヶ崎夜間学校 発行

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。